

フォローアップ説明会参加申込者からの質問等一覧 (平成 24 年度下半期分)

番号	質 問	回 答
1	<p>会計責任者が立て替えたため、支出簿に記載漏れをしていた点について指導するが、修正をしなかったとき、何処まで関与すべきか。</p> <p>また、ガソリン代の内訳書がなく、家事費のつけ込みが分かった場合、どこまで指導すべきか。</p>	<p>仮に支出の記載漏れがあり、会計責任者に指摘したにもかかわらず、訂正しなかった場合、法定の監査事項を確認できなかったものとして、政治資金監査報告書の別記にその旨を記載することが考えられます。</p>
2	<p>人件費について、源泉徴収簿の作成をしていない者に、税理士としてどこまで指導をすべきか。</p> <p>また、給与支払い事務所開設がなされておらず、提出するような指導を毎年するが、従わない場合、何処まで指導して良いのか。</p>	<p>所得税や社会保険料等の徴収、納付手続等のような政治資金規正法とは別の法令により義務づけられた手続については、政治資金規正法上の監査事項とはされておらず、政治資金監査において必ず確認しなければならない事項ではありません。</p> <p>また、このような関係法令上の問題点等を発見した場合に、ヒアリングにおいて政治団体に対して指摘することは差し支えありません。</p> <p>なお、領収書等又は振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものについては、政治資金監査報告書記載例(3)の例により報告することになります。</p> <p>(政治資金監査に関する Q & A VI - 3 と同旨)</p>
3	<p>請求先から送付される郵便局での支払い用紙の受領書は領収書として取扱い可能か否か。</p> <p>また、その支払い用紙の受領書に支出の目的が記載されていない場合、会計責任者が支出の目的を記載したのも認められるか。</p>	<p>請求先から送付される郵便局の払込票兼受領証は、政治資金規正法上の領収書等には該当しませんが、振込明細書に該当することとなります。平成 24 年の省令改正により、当該振込明細書に支出の目的が記載されている場合には、当該振込明細書の写しをもって、振込明細書に係る「支出の目的</p>

		<p>を記載した書面」とし、別様で「支出の目的を記載した書面」を提出することを要さないこととされました。</p> <p>「支出の目的を記載した書面」については、作成者の定めはありませんが、一般的には支出の目的を知る立場にある政治団体の会計責任者が作成するものと考えられているため、政治団体の会計責任者が振込明細書に「支出の目的」を記載した場合についても、別様とせず、当該振込明細書の写しを「支出の目的を記載した書面」と取り扱って差し支えありません。</p>
4	<p>支出項目の分類について。会合に出席した場合の参加費を「渉外費」に計上したが、領収書に「祝金」とあったため選管から「交際費」として計上するよう指摘された。選管が持っているマニュアル等があれば開示してもらいたい。</p>	<p>政治資金適正化委員会のホームページにおいて、「政治資金適正化委員会による見解一覧」の「支出項目の区分の分類について」として、標準的な分類例を公表しております。</p> <p>今回のように領収書の支出目的に「祝金」と記載されている場合、登録政治資金監査人がヒアリングにおいて会計責任者にその内容及び公職選挙法に抵触する支出が含まれていないことの確認をした上で、慶弔等の儀礼的に支出された経費であれば「交際費」として計上するよう会計責任者に指摘することが考えられます。</p>
5	<p>私は実際に政治資金監査に従事しておりますが、フォローアップ説明会が貴重な実務上の情報源であるにも関わらず、昨年も応募者多数のためという理由で参加できませんでした。そこで要望なのですが、実務に従事している者から優先的に参加できるようにしてもらえないのでしょうか。</p>	<p>説明会の受講機会については、法定研修を終了した全ての登録政治資金監査人の方々に対しまして同様の機会を設けております。</p> <p>なお、今年度の大阪会場におけるフォローアップ説明会は、参加可能人数を大幅に増やしたことから、御質問者の方を含め、希望された方全員参加いただくことができました。</p> <p>また、今後もフォローアップ説明会に参加できるよう機会の拡大を図ってまいります。</p>

6	<p>政治家や会計担当者向けの説明会は行われていますか？もし、行われていないならその理由は？</p>	<p>政治資金適正化委員会としては、今のところ実施予定はありませんが、総務省の関係課から必要に応じて助言や説明会を実施しております。</p>
7	<p>政治資金監査の対象は、国会議員の関係政治団体だけですが、いずれは政令指定都市の首長の関係政治団体にまで拡大されると聞いています。しかし、具体的にそのことは既に決定しているのでしょうか。</p> <p>また決定しているのであれば時期はいつから実施するのでしょうか。</p> <p>まだ決定していないのであれば、現在このことについてどのような議論がなされている段階にあるのでしょうか。</p>	<p>政治資金監査の対象政治団体について制度創設時には、様々な議論があったものの、まずは国会議員及びその候補者にかかる政治団体を対象とすることで、各政党間で合意がなされました。</p> <p>今後のあり方については、各党各会派その他の関係者において、改めて議論いただくべきものと考えているところです。</p>
8	<p>労働保険は毎年7月に保険料を概算で支払い、その後、毎月従業員の給与から従業員負担分を控除し、1年後に事業主負担分と合計して、翌年度の概算払のときに差額を精算することで金額が確定します。</p> <p>この場合、毎月の従業員負担分をその他の収入に計上し、概算払額の合計及び前年度分の精算額を当該年度の支出とすることで領収書の金額と一致させるという処理でよろしいでしょうか。</p>	<p>そのような処理で差し支えありません。</p>